



労基署便り

令和3年度 No.8

大河原労働基準監督署



◎ 令和3年労働災害発生状況（1～10月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R2	R3	前年比	R2	R3	前年比
製造業 計	46 (1)	37	-9	357 (5)	372 (1)	15
食料品製造業	11	14	3	145 (2)	161 (1)	16
機械金属製造業	13 (1)	11	-2	99 (3)	104	5
建設業 計	15	32	17	228	251 (3)	23
土木工事業	5	12	7	75	84 (2)	9
建築工事業	7	14	7	122	127 (1)	5
その他の建設	3	6	3	31	40	9
運輸交通業 計	7	13	6	256 (1)	326 (2)	70
陸上貨物運送業	9	14	5	241 (1)	299 (2)	58
商業	21	18 (1)	-3	290	359 (3)	69
社会福祉施設	9	10	1	165	276	111
全産業	128 (3)	158 (1)	30	1770 (10)	2220 (9)	450

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

年末年始労働災害防止強化運動に取り組みましょう！

年末・年始は、日照時間が短くなることによる視界不良や積雪・凍結が生じる等作業環境が厳しくなることに加え、心理的に慌ただしくなるなどにより、労働災害の発生が懸念されることから、宮城労働局では「令和3年度宮城年末年始労働災害防止強化運動」を実施しています。健康で労働災害のない明るい年末・年始を迎えられるよう、積極的に本運動に取り組んでください。

1 実施期間

令和3年12月1日(水)～令和4年1月31日(月)

2 実施事項（実施要綱から抜粋）

（1）安全衛生管理体制に関する事項

経営トップによる安全衛生方針の表明、安全衛生パトロールの実施等、「Safework 向上宣言」による気運醸成、安全衛生管理活動の点検、評価、改善等

（2）安全対策に関する事項

転倒災害、腰痛、墜落・転落、荷役災害、交通労働災害、機械災害等の防止、エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の労働災害防止、各種設備の総点検、作業手順書・マニュアルの順守徹底等

（3）健康確保対策に関する事項

新型コロナウイルス感染拡大防止対策、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進、長時間労働者の面接指導等、健康診断結果に基づく事後措置の徹底、メンタルヘルス対策等



※ [本運動](#)及び「[Safework 向上宣言](#)」の詳細は、宮城労働局のホームページをご覧ください。



宮城県特定最低賃金の改定が決定しました

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金 額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 宮城県最低賃金が適用になります。)	勤務日
	時間額		
鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鉄鉄鋳物製造業(鉄鉄管、可鍛鉄を除く)、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。) 又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	925円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	2. 12. 15
	953円		3. 12. 15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	864円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注:主としてはんだ付けの業務に従事している者は適用除外労働者になりません	2. 12. 20
	890円		3. 12. 15
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) 注:カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	891円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	2. 12. 24
	918円		3. 12. 15

※1 上記以外の業種は、宮城県最低賃金 時間額 853 円（令和 3 年 10 月 1 日発効）が適用されます。

※2 次の賃金は最低賃金の計算には算入されません。①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④賞与等
⑤時間外・休日・深夜手当

12月は「ハラスメント撲滅月間」です



厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、職場のハラスメントをなくし、誰もが気持ち良く働くことができる職場環境をつくる気運を盛り上げるための、集中的な広報・啓発活動を実施しています。パワハラ防止対策が2022年4月から全企業に義務付けられます。また、令和2年度に精神障害で労災支給決定された事案のうちパワハラによるものが最多となりましたので、ハラスメント防止対策に積極的に取り組んでください。

広報・啓発活動の一環として、2021年12月10日（金）に、「職場のハラスメント対策シンポジウム」がオンラインで開催されます。専門家の講演やパネルディスカッション、劇団による事例再現（ロールプレイ）など実際にハラスメント対策を実践

していただく上で、参考になる情報が発信される予定ですので是非ご覧ください。

以下の応募フォーム（ホームページ）にてお申込みください。（参加無料、時間は13:00～15:15の予定）

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。